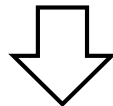


## ・通所型サービス（変更前・変更後）

## 〈 変 更 前 〉

通 所 型 サ ー ビ ス		
サービス種別	国基準通所型サービス (現行の予防通所相当)	いきいきデイサービス (独自基準通所型サービス：基準緩和型 A)
サービス内容	生活機能の維持または向上のための日常生活上の支援および機能訓練	生活機能の維持・改善および閉じこもりの予防のための短時間の機能訓練やレクリエーション
利用者の状態像	①すでにサービスを利用しており、継続利用が必要な方 ②身体機能や認知機能の低下等があり、機能訓練等の専門的支援を必要とする方	①機能訓練により生活機能の維持・改善が見込まれる方や閉じこもり傾向にある方 ②入浴・食事提供の必要がない方
利用者負担	介護保険負担割合証の割合	介護保険負担割合証の割合
実施方法	事業者指定	事業者指定
費用の考え方	●現行の報酬体系どおり（月定額制） ・要支援1 1,647 単位/月 ・要支援2 3,377 単位/月 ・生活機能向上グループ加 240 単位/月 ・運動器機能向上加算 225 単位/月 他	●1回当たりの単価を設定 ●短時間のサービス提供を基本とする ●利用者負担は定率（負担割合証の割合） ●週1回までの利用とし、入浴・食事の提供は行わない ●送迎は別途加算
基準	予防通所と同様（実施要綱で規定）	緩和した基準（実施要綱で規定）
備考		・独自加算の設定を検討



## 〈 変 更 後 〉

通 所 型 サ ー ビ ス		
サービス種別	国基準通所型サービス (現行の予防通所相当)	いきいきデイサービス (独自基準通所型サービス：基準緩和型 C)
サービス内容	生活機能の維持または向上のための日常生活上の支援および機能訓練	利用者本人が掲げる日常生活上の目標達成に向けた運動器機能や口腔機能の向上のための支援および訓練（3～6ヶ月）
利用者の状態像	①すでにサービスを利用しており、継続利用が必要な方 ②身体機能や認知機能の低下等があり、機能訓練等の専門的支援を必要とする方	運動器や口腔機能の低下等があり、一定期間に看護師等の専門的支援を受けることにより、生活機能の維持・改善が見込まれる方
利用者負担	介護保険負担割合証の割合	介護保険負担割合証の割合
実施方法	事業者指定	事業者指定
費用の考え方	●現行の報酬体系どおり（月定額制） ・要支援1 1,647 単位/月 ・要支援2 3,377 単位/月 ・生活機能向上グループ加 240 単位/月 ・運動器機能向上加算 225 単位/月 他	●1回当たりの単価を設定 ●短時間のサービス提供を基本とする ●利用者負担は定率（負担割合証の割合） ●週1回までの利用とし、入浴・食事の提供は行わない ●送迎は別途加算
基準	予防通所と同様（実施要綱で規定）	緩和した基準（実施要綱で規定）
備考		・独自加算の設定を検討